

# 重要事項説明書

デイサービスセンター  
ま つ も と

【介護予防通所介護相当サービス】

社会福祉法人 幸寿会

# 指定介護予防・日常生活支援総合事業

## 介護予防通所介護相当サービス

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(大津市指定 第2570101416号)

当事業所はご利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容について、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「事業対象者」または「要支援」と認定された方が対象となります。事業対象者または要支援の認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

#### ◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 通常の事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 緊急時及び事故発生時の対応方法	7
7. 苦情の受付について	7
8. その他	8

(令和6年12月1日改正)

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸寿会  
(2) 法人所在地 滋賀県大津市月輪1丁目12番8号  
(3) 電話番号 077-545-0434  
(4) 代表者氏名 理事長 坂口 昇  
(5) 設立年月 平成10年9月16日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防通所介護相当サービス  
平成29年4月1日大津市指定 第2570101416号

(2) 事業の目的

事業対象者または要支援として認定を受けた高齢者に対し、事業所の生活相談員または、看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適正な指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称                      デイサービスセンターまつもと  
(4) 事業所の所在地                    滋賀県大津市松本2丁目12番26号  
(5) 電話番号                            077-522-8750  
(6) 事業所長（管理者）              西川 徹  
(7) 事業所の運営方針

- ① 本事業所は、事業対象者または要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、介護予防生活支援サービス事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月    平成17年1月17日  
(9) 利用定員    33人   （月～土）

### 3. 通常の事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域    大津市内の平野・膳所・中央・長等・逢坂・藤尾の6学区  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（12月31日～1月3日除く）
営業時間	月～土            8：30～17：30
サービス提供時間	月～土            9：30～16：35

### 4. 職員の配置状況（令和6年12月1日現在）

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	配置人数	指定基準
所長（管理者）	従業員・業務の管理 介護予防通所介護相当サービス計画の管理	指定基準以上	1名（兼務可）
生活相談員	利用者や家族の相談対応 サービス実施のための連絡調整 介護予防通所介護相当サービス計画の作成		1名
看護職員	利用者の健康管理		1名
介護職員	介護予防通所介護相当サービス計画に基づいた利用者の支援・介助		5名
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施		1名（兼務可）
介助補助員	本職員の業務の補助	1名	—
運転手	送迎業務。車両の整備	3名	—
清掃員	室内の清掃及びごみ収集等	2名	—

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下のような種類があります。

- （１）利用料金が総合事業から給付される場合
- （２）利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

### （１）総合事業の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（９割から７割）が総合事業から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ◇ 共通的服务

利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

##### ① 食事（ただし、食材料費等は別途いただきます。）

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 12：00～13：00

##### ② 入浴

入浴または清拭を行います。

##### ③ 排泄

ご利用者の排泄の介助を行います。

##### ④ 機能訓練

機能訓練担当職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

- ⑤ 生活相談  
介護、健康、栄養、食事、リハビリ等の相談に応じます。
- ⑥ レクリエーション  
遊びリレーション等のレクリエーションを実施します。
- ⑦ 健康チェック  
看護職員等が健康管理を行います。
- ⑧ 送迎  
ご自宅と事業所間の送迎を行います。

#### 〈サービスの利用頻度〉

利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランに沿いながら、ご利用者と協議の上決定し、介護予防通所介護相当サービス計画に定めます。

ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

#### 〈サービス利用料金（1月あたり）〉

下記の通り、サービス利用料金から総合事業から給付される額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

※なお、ここに記載されている自己負担額は1割負担の金額です。一定の所得以上のある方については負担割合が2割または3割になります。利用者の負担割合は「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。

#### ◇ 基本料金

	単位	サービス 利用料金	自己負担額
			1割
通所型サービス費Ⅰ	384/回	4,012円	402円
通所型サービス費Ⅱ	136/回	1,421円	143円
通所型サービス費Ⅲ	395/回	4,127円	413円
通所型サービス費Ⅳ	161/回	1,682円	169円
通所型サービス費Ⅴ	107/回	1,118円	112円

#### ア 通所型サービス費Ⅰ

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で4回までのサービスを行なった場合に算定

#### イ 通所型サービス費Ⅱ

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で5回目のサービスを行なった場合に算定

#### ウ 通所型サービス費Ⅲ

要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で8回までのサービスを行なった場合に算定

エ 通所型サービス費Ⅳ

要支援 2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 9 回目のサービスを行なった場合に算定

オ 通所型サービス費Ⅴ

要支援 2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 10 回目のサービスを行なった場合に算定

◇ 加算料金

○サービス提供体制加算Ⅰ

\*サービス提供体制加算Ⅰとは、当施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士有資格者が70%以上になるため、1月に下記の料金が加算されます。

	週 1 回	週 2 回
サービス提供体制加算Ⅱ	92円	184円

○科学的介護推進体制加算

- ①利用者ごとのADL値等基本的な情報を厚生労働省に提出し、
- ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用することで、月ごとに次の料金が加算されます。

科学的介護推進体制加算 42円/月

○介護職員等処遇改善加算Ⅰ（職員の賃金の改善に係る加算）

所定単位数の合計に92/1000（9.2%）を乗じた金額が加算されます。

- ① ご利用者がまだ事業対象者または要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。事業対象者または要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が総合事業から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② ご利用者の食事の提供にかかる費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- ③ 総合事業からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 総合事業の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供にかかる費用

ご利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり650円（おやつ代を含みます）

※前日17以降のキャンセルの場合、お食事代(650円)をキャンセル料としていただきます。

② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：必要に応じて材料費等の実費をいただくことがあります。

③ 複写物の交付

複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：1枚につき10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつは、本人持参を原則としますが、不足分については実費負担となります。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用月ごとに、お支払い下さい。

ご利用料金は利用月毎に月末に締め切り、翌月20日(銀行休業日は翌営業日)銀行口座から引き落としさせていただきます。

<ご利用できる金融機関> ゆうちょ銀行・滋賀銀行・関西みらい銀行

※尚、残高不足等で引き落としが出来なかった場合には、手数料として100円をご負担いただきます(滋賀銀行・関西みらい銀行)。

やむを得ない理由で引き落としができない場合は、ご利用月の翌月25日までに下記指定口座へ振込いただくか、窓口(平日9時~17時)で現金でお支払いください。

\*振込手数料はご利用者さま負担となります。

滋賀銀行	本店	普通預金	179380
関西みらい銀行	びわこ営業部	普通預金	620646
ゆうちょ銀行	店名四六八	普通	1720890
【名義】	社会福祉法人	幸寿会	

(4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防通所介護相当サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

② 月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

- ③ ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランに定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者または介護予防・日常生活支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランの変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. 緊急時及び事故発生時の対応方法

### (1) 緊急時の対応方法

- ① サービス提供中に、利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。また、利用者の家族、介護予防支援事業所にも連絡させていただきます。
- ② 病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することもあります。

### (2) 事故発生時の対応方法

- ① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### (3) 非常災害時の対応方法

非常災害発生時において、他の社会福祉施設・事業所と連携を取り、協力し合うことで事業運営を継続して行えるよう努めると共に利用者の安全を確保するよう努めます。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護職員兼生活相談員 ..... 橋本 浩気 .....

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：30

○電話番号 077-522-8750

また、苦情受付ボックスを1階出入り口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大津市役所 介護保険課	所在地	大津市御陵町3-1 電話番号 077(528)2753
滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地	大津市中央4-5-9 電話番号 077(510)6605
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地	草津市笠山7丁目8-138 電話番号 077(567)4107

## 8. その他

- (1) 当事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備しています。
- (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当事業所に勤務する従業員に対し、研修の機会を確保しています。
- (3) 当事業所を運営している法人の役員及び事業所の管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）を採用しておりません。加えて当事業所の運営について、暴力団員の支配を受けておりません。
- (4) 個人情報の保護について  
ご利用者またはそのご家族等の個人情報は、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。  
ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関や居宅介護（介護予防）支援事業者等に対して、ご利用者またはそのご家族等に関する個人情報を提供します。この場合、あらかじめご利用者およびそのご家族の同意を得るようにします。  
なお、当事業所に来られる面会者や見学者、実習生やボランティアの方々が、あるいは、外出先で出会った方々が、ご利用者をご存じであった場合などに、個人を特定されることがありますので、ご承知おき下さい。
- (5) サービス利用に当たっての留意事項  
ご利用者は事業所の利用に当たって、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛けてください。
- (6) 第三者評価の実施状況について  
第三者評価は実施しておりませんが、毎年「自己評価」を実施し、滋賀県への報告と施設内での掲示をしております。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

デイサービスセンターまつもと

説明者

職 名 生活相談員

氏 名 .....

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご本人

住 所 .....

氏 名 .....

代理人

住 所 .....

氏 名 .....

この重要事項説明書は、大津市介護予防通所介護相当サービス等の事業の人員、設備および運営並びに介護予防通所介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱に基づき、利用申込者、又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

# 重要事項説明書

デイサービスセンター

まつもと

社会福祉法人 幸寿会

# 指定通所介護（デイサービスセンター）

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
（指定事業所番号 2570101416）

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容についてご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 通常の事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 緊急時及び事故発生時の対応方法	9
7. 苦情の受付について	9
8. その他	10

（令和6年12月1日 改正）

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸寿会
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市月輪一丁目12番8号
- (3) 電話番号 077-545-0434
- (4) 代表者氏名 理事長 坂口 昇
- (5) 設立年月 平成10年9月16日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所（通常規模型）  
平成17年1月17日 指定事業所番号 2570101416
- (2) 事業の目的  
要介護状態にある高齢者に対し、事業所の生活相談員または、看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター まつもと
- (4) 事業所の所在地 滋賀県大津市松本2丁目12番26号
- (5) 電話番号 077-522-8750
- (6) 事業所長（管理者） 西 川 徹
- (7) 事業所の運営方針
  - ① 本事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行う。
  - ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成17年1月17日
- (9) 利用定員 33人

## 3. 通常の事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 大津市内の平野・膳所・中央・長等・逢坂・藤尾の6学区
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（12月31日～1月3日除く）
営業時間	月～土 8：30～17：30
サービス提供時間	月～土 9：30～16：35

#### 4. 職員の配置状況（令和6年12月1日現在）

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	配置人数	指定基準
所長（管理者）	従業員・業務の管理	指定基準以上	1名 （兼務可）
生活相談員	利用者や家族の相談対応 通所介護計画書の作成 サービス実施のための連絡調整		1名
看護職員	利用者の健康管理		1名
介護職員	通所介護計画に基づいた利用者の支援・介助		5名
認知症介護実践者研修修了者	認知症の方に対し、より良いケアを考え、チームアプローチを展開		1名
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施		1名 （兼務可）
介護補助員	本職員の業務の補助	1名	—
運転手	送迎業務及び車両の整備・清掃等	2名	—
清掃員	室内の清掃及びごみ収集等	2名	—

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割～7割）が介護保険から給付されます。

##### 〈サービスの概要〉

###### ① 食事（ただし、食材料費等は別途いただきます。）

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

12:00～13:00

###### ② 入浴

入浴または清拭を行います。

- ③ 排泄  
ご利用者の排泄の介助を行います。
- ④ 機能訓練  
機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談  
介護、健康、栄養、食事、リハビリ等の相談に応じます。
- ⑥ レクリエーション  
遊んだり等々のレクリエーションを実施します。
- ⑦ 健康チェック  
看護職員等が健康管理を行います。
- ⑧ 送迎  
ご自宅と事業所間の送迎を行います。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

※なお、ここに記載されている自己負担額は1割負担の金額です。一定の所得以上のある方については負担割合が2割または3割になります。利用者の負担割合は「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。

◇ 基本料金1（7時間以上8時間未満）

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,876円	8,119円	9,405円	10,690円	11,996円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,188円	7,307円	8,464円	9,621円	10,796円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	688円	812円	941円	1,069円	1,200円

◇ 基本料金2（6時間以上7時間未満）

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 6,102円	要介護2 7,200円	要介護3 8,318円	要介護4 9,415円	要介護5 10,533円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,491円	6,480円	7,486円	8,473円	9,479円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	611円	720円	832円	942円	1,054円

◇ 加算料金等

○入浴介助加算（Ⅰ）

当施設にて入浴されると1回ごとに下記の料金が加算されます。

加算項目	自己負担金
通所介護入浴介助加算（Ⅰ）	42円

○入浴介助加算（Ⅱ）

より自宅の環境に近い状態での介助を実施する場合、1回ごとに下記の料金が加算されます。

加算項目	自己負担金
通所介護入浴介助加算（Ⅱ）	58円

入浴介助加算（Ⅱ）を算定する場合、介護福祉士や介護支援専門員等が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価いたします。その上で、利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成致し、その計画に基づき、利用者の居宅の状況に近い環境にて入浴介助を行ないます。

入浴介助加算（Ⅰ）と（Ⅱ）を併用することはできません。

○サービス提供体制強化加算Ⅰ

当施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士有資格者が70%以上になるため、1回ごとに下記の料金が加算されます。

加算項目	自己負担金
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ	23円

○中重度者ケア体制加算

「指定基準に定められた看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること、サービス提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること、前年度（3月を除く）または前3か月間における利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上」という条件で算定されます。1回ごとに次の料金が加算されます。

加算項目	自己負担金
中重度者ケア体制加算	47円

○認知症加算

- 前年度または算定月の前3か月間の利用者の総数のうち、「日常生活に支障をきたすおそれのある症状や行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ・Ⅳ・またはMに該当する者）」の占める割合が15%以上であること。
- 通所介護の人員基準に規定のある配置に加え、看護職員または介護職員を常勤換算で2名以上確保すること。
- サービスを提供する時間帯を通じて、以下の研修（①～③）等を修了した専ら当該指定通所介護の提供に当たる者を1名以上配置していること。

＜上記の①～③の指す研修＞

- ①認知症介護指導者研修、②認知症介護実践リーダー研修、③認知症介護実践者研修

加算項目	自己負担金
認知症加算	63円

○科学的介護推進体制加算

- ①利用者ごとのADL値等基本的な情報を厚生労働省に提出し、
- ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用することで、月ごとに次の料金が加算されます。

加算項目	自己負担金
科学的介護推進体制加算	42円/月

○ADL維持等加算（I）

- ①利用者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上
  - ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること
  - ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること
- ①②③を満たす場合、以下の料金が加算されます。

加算項目	自己負担金
ADL 維持等加算（Ⅰ）	32円/月

○ADL 維持等加算（Ⅱ）

- ①ADL 維持等加算（Ⅰ）の①と②の要件を見だし、  
 ②評価対象利用者等の調整済ADL 利得を平均して得た値が3以上であること  
 ①②を満たす場合、以下の料金が加算されます。

加算項目	自己負担金
ADL 維持等加算（Ⅱ）	63円/月

ただし、ADL 維持等加算については、（Ⅰ）と（Ⅱ）の併用はできません。

○送迎減算

ご家族で送迎されるなど、デイサービスで送迎を行わなかった場合、片道につき次の料金を減算します。

減算項目	減算額
送迎減算	片道につき50円

○介護職員等処遇改善加算Ⅰ（職員の賃金の改善に係る加算）

利用総単位数に9.2%を乗じた単位数が加算されます。

- ① ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。当該証明書と領収証を添えて市町村へ申請することで、7割から9割分が給付されます。
- ② ご利用者の食事の提供にかかる費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- ③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供にかかる費用

ご利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり650円（おやつ代を含みます）

※前日 17 時までに利用中止の連絡がない場合、ご利用がなくても食事代のみご負担いただきます。

② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：必要に応じて材料代等の実費をいただくことがあります。

③ 複写物の交付

複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。料金：1枚につき10円

④ おむつ代 実費

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明し、同意を得ます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用月ごとに、お支払い下さい。

ご利用料金は利用月毎に月末に締め切り、翌月20日(銀行休業日は翌営業日)銀行口座から引き落としさせていただきます。

<ご利用できる金融機関>ゆうちょ銀行・滋賀銀行・関西みらい銀行

※尚、残高不足等で引き落としが出来なかった場合には、手数料として100円をご負担いただきます(滋賀銀行・関西みらい銀行)。

やむを得ない理由で引き落としができない場合は、ご利用月の翌月末までに下記指定口座へ振込いただくか、窓口で現金でお支払いください。

滋賀銀行	本店	普通預金	179380
関西みらい銀行	びわこ営業部	普通預金	620646
ゆうちょ銀行	店名四六八	普通	1720890

(4) 利用の中止、変更

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日17時までには事業者へ申し出てください。急な体調不良など、当日のサービス中止については、ご利用がなくても食費のみご負担いただきます。



## 8. その他

- (1) 当事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備しています。
- (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当事業所に勤務する従業員に対し、研修の機会を確保しています。
- (3) 当事業所を運営している法人の役員及び事業所の管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）を採用しておりません。加えて当事業所の運営について、暴力団員の支配を受けておりません。
- (4) 個人情報の保護について  
ご利用者またはそのご家族等の個人情報は、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。  
ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合、または、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合には、医療機関や居宅介護（介護予防）支援事業者等に対して、ご利用者またはそのご家族等に関する個人情報を提供します。この場合、あらかじめご利用者およびそのご家族の同意を得るようにします。  
なお、当事業所に来られる面会者や見学者、実習生やボランティアの方々が、あるいは、外出先で出会った方々が、ご利用者をご存じであった場合などに、個人を特定されることがありますので、ご承知おき下さい。
- (5) サービス利用に当たっての留意事項  
ご利用者は事業所の利用に当たって、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛けてください。
- (6) 第三者評価の実施状況について  
第三者評価は実施しておりませんが、毎年「自己評価」を実施し、滋賀県への報告と施設内での掲示をしております。

指定通所介護サービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

デイサービスセンターまつもと

説明者

職 名 生活相談員

氏 名 .....

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

本人

住 所 .....

氏 名 .....

代理人

住 所 .....

氏 名 .....

この重要事項説明書は、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 15 号）第 113 条（第 9 条を準用）に基づき、利用申込者、又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。